

### 【3/4 保安規定変更認可申請に係る面談を受けての指摘等事項に対する対応】

№	指摘等事項	MNF対応		対応概要
		保安規定 補正	該当 条番号等	
1	○線量告示の名称について 別表第5のただし書きに「核燃料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（原子力規制委員会告示第8号）」とあるが、正しくは、「核原料物質又は核燃料物質の・・・」。補正して訂正すること。	○	別表第5 第82条 第87条の3 別表第16	<ul style="list-style-type: none"> <li>・別表第5のただし書きの線量告示の正式名称を「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（原子力規制委員会告示第8号）」に修正した。</li> <li>・また、保安規定に記載のある法令名称を全て検索した結果、他には誤記がないことを確認した。</li> <li>・さらに、別表第5に関連する条文について、上記に関連する誤記等がないか確認した結果、別表の表記に“第”の記載の抜けが確認されたため、全ての別表の記載を確認し、同様の抜けが確認された箇所を修正した。</li> </ul>
2	○第67条の2の削除、第67条の3の繰り上げに伴うハネ改正について 保安規定の添付3長期施設管理方針において、第67条の3を引用しているので変更する必要がある。同様のハネ改正の漏れが他にないかも確認の上、補正すること。	○	添付3 別表第1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・添付3「長期施設管理方針」に記載される該当条文を“第67条の3関連”から“<b>第67条の2</b>関連”に修正した。</li> <li>・また、上記の他に第67条の3を引用している条文等がないか確認した結果、別表第1において反映漏れが確認されたことから修正した。</li> </ul>
3	○許可との整合性について 本申請の変更内容は、事業変更許可申請書のどの記載に基づくものか、説明すること。	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業許可の「加工施設における放射線の管理に関する事項&gt; I 加工施設における放射線の管理に関する事項&gt;イ、核燃料物質等による放射線被ばくの管理の方法&gt;(ハ) 放射線業務従事者の被ばく管理（235頁）」の記載に基づき、放射線業務従事者の眼の水晶体を含めた外部被ばくを管理するものである。</li> </ul>
4	○別表第5の5年の区分の考え方について 線量告示第5条第2項第1号で引用する同告示第3条第3項において、「平成十三年四月一日以後五年ごとに区分した各期間とする」と規定されているが、保安規定からはこの内容が読み取れない。下位文書で規定しているのか。	○	別表第5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5年の区分の考え方については、下位規定にも規定されていなかったため、保安規定別表第5に注記を追加し「平成13年4月1日以後5年ごとに区分した各期間」を明記した。</li> <li>・合わせて、1年の区分の考え方についても注記を追加し「4月1日を始期とする1年間」を明記した。</li> </ul>